別記様式第1号

制限付き一般競争入札共通事項

１　入札に参加できる者に必要な資格要件

　　　入札参加申請時において次に掲げる要件を満たしていること。

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
2. 自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく栃木県及び県内市町の入札参加制限を受けていないこと。
3. 栃木県及び県内市町の指名停止期間中でないこと。
4. 会社更生法に基づき更正開始の申立がなされている者又は民事再生法の再生手続き開始の申立がなされている者（ただし、会社更生法に基づく更正計画又は民事再生法の再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。）でないこと。
5. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

２　現場説明会

　　行わない。

３　入札方法

1. 入札は、入札公告に記載の到達期限日までに郵送（一般・簡易書留郵便）又は持参により入札書を提出するものとする。なお、提出者が代理人であるときは、委任状を提出すること。委任状は任意様式で可とする。
2. 入札書は、栃木県後期高齢者医療広域連合の指定様式を使用すること。
3. 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、自治法施行令等の関係法令を遵守すること。
4. 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
5. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
6. 提出した入札書の引換え、又は変更は認めない。
7. 入札回数は1回とする。
8. 落札者の決定方法

最低制限価格を設定した場合

　入札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、最低価格の入札者を落札候補者とし、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い適格者が確認できるまで行うものとする。

４　積算内訳書

1. 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。

・積算内訳書の指定様式は、栃木県後期高齢者医療広域連合ホームページからダウンロードすること。

1. 積算内訳書は、入札書を提出する際に提出すること。

ア　積算内訳書は、設計書と同項目とし、記載内容は金額等を明らかにしたものであること。

イ　積算内訳書は、参考図書として積算の根拠確認から提出を求めるもの

である。

５　入札保証金

　　　免除

６　契約保証金

　　　免除

７　契約書作成

　　要する。

９　入札の執行中止等

　　不正な行為等により必要があると認められるときは、入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることがある。この場合においては、見積料、郵送料その他積算に関するいかなる費用も補償しないものとする。

10　入札の無効

1. 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

　　ア　入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき

　　イ　積算内訳書の提出が義務付けられている入札で、積算内訳書が提出されていない入札

　　ウ　入札書に記載された案件名が不明瞭で判断できない入札

　　エ　入札書と積算内訳書の案件名が異なる入札

　　オ　入札書と積算内訳書の金額が異なる入札

　　カ　入札書の金額を訂正した入札

　　キ　代表者の記名押印がない入札

　　ク　予定価格を超える金額の入札

　　ケ　入札に際し虚偽又は不正の行為があったとき。

　　コ　その他、入札に関する条件に違反したとき。

1. 参加申請書を提出した後に指名停止を受けて、入札時点において指名停止期間中であるものなど、入札時点において、1の資格要件及び入札公告に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

11　同価入札

　　最低価格者が2者以上になった場合には、くじにより落札候補者を決定するものと

する。なお、くじは当該入札に関係ない職員がくじを引くものとする。

12　支払い条件

　　精算払い（完了後一括）とする。

13　その他

1. 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、当初の予定どおり入札を執行し、その結果、情報どおりの業者が最低価格者となった場合には、落札者を保留し、当該入札参加者を対象に事情聴取を行う。

調査の結果、談合の事実が確認されれば、当該入札を無効とする。また、談合の事実が確認されなくても、当該入札を無効とすることがある。

1. 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは入札書、積算訳書の差し替えは認めない。